

令和6年2月1日

## 確保すべき農用地等の面積の目標等に関する 国と地方の協議の場の法定化に関する意見（再意見）

全国知事会  
全国市長会  
全国町村会

「確保すべき農用地等の面積の目標等に関する国と地方の協議の場の法定化に関する意見」（令和6年1月22日付）に対する貴省からの回答（同年1月29日付）によれば、「協議の場の法定化は、『平成26年の地方からの提案等に関する対応方針』（平成27年1月30日閣議決定）に基づき、設けられた『確保すべき農用地等の面積の目標等に関する国と地方の協議の場』を法定化するものであり、地方の意見を尊重するための措置ということが自明であることから、法定化自体が、いただいた御意見の趣旨を担保するもの」とのことである。

しかしながら、協議の場の法定化が地方の意見を尊重するための措置ということは何ら自明であるとは考えられず、我々の求めていた協議の実効性を高める法律上の措置は講じられていない。

したがって、これまで閣議決定に基づき設けられてきた協議の場の法定化を行うのであれば、国は地方の意見を尊重し、協議が調うよう努めることとするなど、協議の実効性を高める措置も併せて法律上明記することを改めて強く求める。

以上